

# 日本の入管法制創成と外国人労働者問題

首藤(杉田)佳世

## 目 次

1. 問題提起
2. 入管法制の定義
3. 入管法制の歴史（江戸時代末期から第二次世界大戦まで）
4. 朝鮮「外地人」労働者問題
5. 日本からの移出民
6. 戦後の入管法制
7. まとめと今後の課題

## 1. 問題提起

現在、日本には200万人以上の外国人が居住し、「単一民族国家」と言われる日本社会のマイノリティとして注目を集めている<sup>1</sup>。日本社会において一般に「外国人労働者問題」が広く認識されるようになったのは、1980年代のことである。当時は、「興行」ビザで就労するアジア系女性外国人労働者と、プラザ合意以降の円高によるアジア系男性単純労働者の増加が社会的な注目を集め、戦後の経済成長を背景に、日本社会が初めて外国人労働者問題に直面したかのような様相であった<sup>2</sup>。

しかし、日本に外国人が労働者として移入した歴史を振り返れば、それは外国人居留地を設けた明治初期に遡り、さらに日本社会が初めて多数の外国人労働者の移入を経験したのは、1910年の日韓併合から1945年の太平洋戦争敗戦にかけてのことである。この時期の外国人労働者とは、多様な国籍から構成される現在の外国人労働者とは異なり、主には「大日本帝国」が植民地とした朝鮮半島から、日本「内地」に渡航した朝鮮「外地人」であった<sup>3</sup>。「外地人」は建前上は「大日本帝国臣民」であったかもしれないが、実情は、言語・習慣を異にした外国から、渡航許可書又は国籍証明書<sup>4</sup>を取得して渡航した人々であった。1910年代の日本経済は、第一次世界大戦による好況で、海運業・重化学工業・紡績業が飛躍的に発展し、1920年代はその反動で戦後不況に陥り、大手財閥への資本集中が進行する。1920年代は官業・財閥大企業とそれに従属する中小・零細企業が別個に労働市場を形成する「日本型労働

市場」の創成期であり、朝鮮「外地人」はその大多数が低賃金・重労働分野に就労し、下層労働市場に組み込まれていた。戦後、「在日朝鮮人問題」が語られる際、軍事体制下の強制労働が強調される傾向があり、その事実を否定する意図はないが、かかる事情からか、1910年の日韓併合から移入が加速した朝鮮「外地人」労働者の存在が、労働市場の中の外国人労働者として認識されていないように思われる<sup>5</sup>。

1910年から1945年までは、日本「外地」から「内地」への労働者移入だけでなく、「大日本帝国」植民地支配を背景とした日本からの資本移出、朝鮮から満州へなど植民地間の労働者移動、また日本人の植民地「外地」を含む外国移出も200万人を超え、かつてない多くの労働者の移出入を経験した時代であった。現在まで残る「在日韓国・朝鮮人問題」、1990年の入管法改正以降日本に還流してきた「日系南米人問題」も、ルーツはこの時期に始まる。その一方で、戦前は、地理的に近く人口大国である中国からの労働者移入は限られていた。そこには、明治初期からの日本の入管法制が大きく影響していると思われる。

以上の問題意識を踏まえ、本論文の目的は、第一に、日本の入管法制の歴史とその社会的背景を検証すること、第二に、戦前日本に移入した外国人労働者の存在が日本の入管法制に与えた影響を明らかにすることとする。

## 2. 入管法制の定義

まずは本論文における入管法制の定義をしたい。国際法を専門とする大沼(1978)は、入管法をその範囲の違いで四つに定義している。まず最狭義は、(a) 個人(および貨物)の入国、それに引き続く在留ならびに出国を規制する法規則の総体。現行国内法では「出入国管理及び難民認定法」である。次に、狭義は、(b) 外国人の活動を直接規制する(a)と、入管行政に必要な資料、情報を把握し、間接的に活動の規制に奉仕する「外国人登録法」をあわせたものである。次に、広義は、(c) 国籍を根拠として外国人に自国民と異なる処遇を規定する明示の法規定の総体。一定の財産権、職業を自国民のみに留保する私法上の諸規定、徴兵義務、参政権、一定の公務員就任要件を国籍にかからしめる公法上の諸規定、年金等の享有主体を自国民に限るある種の社会保障等がこの意味での入管法制に含まれる。最後に、最広義で(d) たとえ明示の差別規定がなくても、現実の社会関係に存在する差別を立法により禁止せず、それにより体制の中で法が容認する関係として差別を是認している場合、それらの現実に存在する差別構造は消極的法制度としての入管法制と表象される。そして、現実に入管の対象とされる人々は、しばしば(c)(d)のレベルで入管をとらえていると指摘している<sup>6</sup>。大沼の指摘する、管理される側である外国人の受け取り方は見逃せない論点ではあるものの、本論文は入管法制の歴史とその社会的背景を検証することを目的としている

ので、(b) の定義に則り、現行法では、「出入国管理及び難民認定法」と「外国人登録法」をあわせたものを入管法制と定義する<sup>7</sup>。

### 3. 入管法制の歴史（江戸時代末期から第二次世界大戦まで）

日本の入管法制はいつ頃成立したのであろうか。江戸時代、幕府は「海禁」政策による限定的開国の状態を続けていた。1641年の鎖国の完成から1858年に日米修好通商条約が締結されるまでの約220年間、「四門」と呼ばれる、長崎・薩摩・対馬・松前がその貿易の中心であった。長崎では中国・オランダとの官営貿易、薩摩では島津氏による琉球との通商、対馬では宋氏を介しての朝鮮国との通商、松前では松前氏によるアイヌとの交易がそれぞれ行われていたが、国境を越えての人の移動は厳しく制限されていた。

日本が限定的開国政策をとっていた間の欧米諸国に目を向けてみると、15世紀末には大航海時代を迎え、17世紀初頭には、一部の冒険家や商人に限らない、定期的、かつ一定量の労働者の国際移動が実現していた。近隣国では、疲弊した清国からの労働者の海外移住が1840年代に始まり、19世紀後半には中国人労働者排斥法が豪州・米国などで施行されている<sup>8</sup>。労働者の国際移動という観点から国境を越える人の移動をとらえた場合、19世紀後半の江戸時代末期から日本の入管法制創成期が始まったと考えるべきであろう。

江戸時代末期に新たな開港を求められた日本は、1858年に安政五カ国条約を締結した。これはアメリカ、オランダ、ロシア、イギリス、フランスの5カ国と結ばれた通商条約で、横浜・長崎・函館・神戸・新潟の5港開港を決め、日本は関税自主権を持たず、条約相手国の在留外国人には日本の法令を適応せず、日本に滞在するその本国領事が本国の法律に則り裁判をする権利を有する治外法権を認めた。翌1859年には外国人居留地が設けられ、一部のお雇い外国人が居留地外に住んだのは例外措置として、外国人の居住地域、旅行などは制限された。当時は治外法権の有無が外国人の居住、就労制限と密接に関わっており、清国人も1871年の日清修好条規より治外法権を有していた。

その後、条約改正により治外法権の撤廃が決まると、1899年「勅令第三百五十二号」により外国人の内地雑居が認められた。しかし、それまで居留地に制限されていた外国人の居住と営業を許可するにあたって、内務省と外務省が激しく対立する。対立の論点は、清国人をどのように取り扱うかであった。内務大臣西郷従道と外務大臣青木周蔵がそれぞれ内閣総理大臣山縣有朋にあてた意見書<sup>9</sup>の主張を整理すると、まず内務省は、一、清国人は在日外国人の半数以上を既に占めており、米国、豪州の経験が示すように、移入制限をしなければ国内労働者と激烈な衝突を起こすであろう。二、清国人の賃金は低廉で、日本で工業を興そうとする欧米人は清国人を雇うであろう。三、外国企業との競争の中で日本企業も賃金の低廉

な清国人を雇い、人口が増加している折、労働者問題を引き起こすであろう。四、清国人は労働者問題だけでなく、警察上の問題も起こすであろう。貨幣偽造、偽古物商売、ギャンブル、幼女誘拐、人身売買、衛生問題、アヘン吸引などの問題があり、秩序ある生活を送るのは到底望めない。以上の考えから、移入制限を強く主張した。これに対して外務省は、一、明治27年「勅令第一三七号」で定めた清国人の入国・居住の制限は日清戦争開戦時の勅令であり、領事裁判権を持たない外国人に内地雑居を許すのは国際的な慣習である。二、下関条約により清国が日本に対して持っていた領事裁判権は放棄されている。三、労働市場問題においては、清国人は熟練労働者としては競争相手のレベルではなく、社会的問題とはならない。四、商売に長けた清国人に内地雑居を許せば、経済界に良好な刺激を与え、日本人商業者の手腕を上げることにもなる。五、多数の日本人と雑居するので、風俗衛生問題をもたらすとは思えない。清国人の全てに風俗衛生問題があるわけではない。六、清国は四億の人口がいる巨大市場であり、日本の商品を買う顧客とすべきである。七、清国人の感情を害するだけでなく、今後の外国における排日移民運動にも影響する。以上の理由を挙げて、清国人に対する移入制限に反対している。双方の主張から勅令案が数回訂正され、最終的には、  
| (略) 特定ノ職業ヲ有スル者ニ限り之レカ雑居を禁スルノ制ヲ採ルノ妥当ナルヲ認ム | という内務省の主張が通り、一、前科者。二、公安若しくは風俗を害する者。三、生計の立てられない者、又は帯同家族を扶養する能力のない者。四、家事に使役する者を除く外職工その他労働者。五、古物商、質商、茶商、旅館・飲食店・浴場その他客の集集を目的とする営業、雇用にかかわる間接業、両営業。六、前各種に該当しない、日本居住二年に満たない者。以上の外国人は労働許可が必要とされた。この「勅令第三百五十二号」の対象は「条約若ハ慣行ニ依リ居住ノ自由ヲ有セサル者ト従前ノ居留地及雑居地以外ニ於テ居住、移転、営業其ノ他ノ行為ヲ為スコトヲ得但シ労働者ハ特ニ行政官庁ノ許可ヲ受クルニ非サレバ (略)」とあり、条約・慣行により居住の自由を有していた朝鮮人は対象外であり、清国人の規制を目的とする勅令であった。特に、家事労働以外の外職工・その他労働者の制限は、欧米が経験した中国人労働者大量移入が日本では起きなかった大きな理由であろう。不法就労する中国人労働者は存在したものの、日中戦争以前でも日本で合法就労する中国人が少なかったのは、「勅令第三百五十二号」による制限が大きく影響している。

外務省意見書には、1899年4月末に日本に居住していた清国人は6,304人で、他の国籍の外国人総数の二倍以上とあることから、1899年4月時点での外国人数は一万人程度であったと思われる<sup>10</sup>。この時期、日本にとっての「外国人労働者」とは、地理的に近く4億の人口を持つ中国人、そして、やはり地理的に近く日本に対して領事裁判権を有することがなかったため、居住と就労の自由を有していた朝鮮人であったことが「勅令第三百五十二号」から読み取れる。中国人労働者移入規制の中で、1910年の日韓併合以降、日本に渡航する朝鮮「外地人」が急増することになる。

現在の旅券、査証制度といった入国管理システムは第一次世界大戦期に各国で整備され、日本では、1918年、近代日本が初めて設けた出入国管理令である「内務省令第一号外国人入国ニ関スル件」が定められた。その要旨は、一、旅券又は国籍証明書を持っていない者。二、帝国の利益に反する行為をする者、又は敵国の利便を図る者。三、公安を害し又は風俗を害する恐れのある者。四、浮浪又は乞食の常習ある者。五、伝染病患者その他公衆衛生上危険なる疾患のある者。六、心神喪失者、心神薄弱者、貧困者で救助を要する者。これらに該当する者は上陸を禁止する、という内容であった<sup>11</sup>。本省令により、警察機能を有する内務省が主導する、入国管理と外国人管理は治安維持の一環と位置づける法制が確立した。日本の入管法制創成期における「外国人」とは主には植民地出身者であり、外国人を治安維持の対象とみなす体制は敗戦まで続き、戦後の日本人の外国人観にまで影響を及ぼしている。

#### 4. 朝鮮「外地人」労働者問題

日本において初めて「外国人労働者問題」が現れたのは、第一次世界大戦後の不況期である。中国人の渡航が制限される一方で、1910年の日韓併合以来、朝鮮人の日本「内地」渡航は増加し、在日朝鮮人は1910年に2,600人であったのが、1920年には4万755人、1930年には41万9,009人、強制労働が始まる1939年には98万700人に達していた<sup>12</sup>（第6節表2）

併合直後の朝鮮経済の状況は、人口1,313万人、総人口に占める農牧林業人口の比率は82.9%と、圧倒的に農業人口が多かった<sup>13</sup>。そして、西成田（1997）の研究によれば、朝鮮の南部と北部では農業構造が根本的に異なり、南部は農業人口密度が高く、田と畑が相半ばする小作小農経営の高生産力地帯、北部は農業人口密度が低く、田作中心の自作大農経営の低生産力地帯であり、南部の方が地主制度が発達し、商品・貨幣経済が相対的に進んでいた<sup>14</sup>。1910年代から1930年代に日本に渡航した朝鮮人は、圧倒的にこの南部の出身者であった。大蔵省管理局資料（1946）には「支那事変発生前に於ける朝鮮の労務は、中朝鮮地方は過剰人口を擁して豊富低廉なる労働市場として、電力の豊富低廉と相俟って工業の勃興に寄与することが大きかったのであるが、其の余剰は之を人口希薄な西北朝鮮地方に集団的に移住せしめて、同地方の農業開発に振り向ける方策が講ぜられたのであるが、多数の労働力は内地に殺到して内地人労務者及先住朝鮮人労務者の職業を圧迫すると共に、治安上社会上種々の困難な問題を惹起した<sup>15</sup>」とあり、日本政府は朝鮮半島内で労働力を人口希薄な北部に移動させようとしたが、南部の労働者は日本「内地」に渡航していたことがわかる。

1910年代から1930年代の在日朝鮮人労働者の就業構造は年代と共に変化する。まず1910年代は、紡績業、製糸業、織物業、石炭鉱業、重工業（造船業・鉄鋼業）に集中し、第一次世界大戦による好況で飛躍的に発展した産業及び石炭鉱業に朝鮮人労働者は吸収されてい

た。大阪府における朝鮮人労働者と日本人労働者の日給賃金差は、「土工」で1割、「仲仕」で4割であり、この賃金格差は民族差別の他に、企業規模で見ればより零細な、職種で見ればより周辺的な雑務に従事していたという点が指摘されている<sup>16</sup>。また、日給は日本人労働者より安価であるにも関わらず、「土木」「仲仕」など、日雇い傾向の強い職種では、一か月の稼働日数が日本人労働者の23日間と比べて18日間と少なく、より労働需給に左右される立場に置かれていたと考えられる。1920年代になると、戦後不況の時代に入り、工場での就業機会が減少し、道路や橋などの地方公共工事、鉄道業と電力業に必要なインフラ整備のための土木建築労働者の需要が急増した。朝鮮人労働者は日本人労働者より低賃金な労働力として、土木建築業に就労する労働者が増加し、1929年には在日朝鮮人労働者の約半数にあたる11万4,142人の職業は日雇い人夫であり、1930年には全国の土木労働者総数の35.3%は朝鮮人であった<sup>17</sup>。1923年の関東大震災後に起こった朝鮮人虐殺事件は、民族的差別感情の他に、労働市場における競争がその心理背景にあったことが指摘されている<sup>18</sup>。全国的には土木労働者が急増する中で、愛知、京都、兵庫、大阪では中小・零細企業や伝統産業で就労するガラス工、ゴム工、金属工、陶器工、製糸女工、織物工が30～45%を占め、北海道、福岡では鉱坑夫の割合が32～48%と高く、1920年代には、在日朝鮮人の中に、居住地域、就業産業の違いによる階層化が起こっていた。1930年代になると日本は不況期を脱し、在日朝鮮人労働者の就業構造も工業・商業中心へと移行して行く。

1920年代から1930年代にかけて、在日朝鮮人に占める女子比率及び日本で出生した朝鮮人の比率が増加するが<sup>19</sup>、これは男性単身労働者の出稼ぎから、家族を呼び寄せる、もしくは家族帯同の移入が始まっていたことを示している。在日朝鮮人労働者は、1910年代から1930年代、日本の工業化・都市化が進展する中で、低賃金労働者として下層労働市場に組み込まれながら、日本「内地」への定住化が確実に進んでいた。

## 5. 日本からの移出民

日本へ多数の朝鮮「外地人」が移入したのと並行して、1900年以降は日本人の海外移出が増加している。表1の在外人口数を見ると、1900年には総数16万1,365人で、人数の多い国／地域は、ハワイ(5万7,486人)、台湾(3万7,954人)、アメリカ本土(3万2,493人)の順で、ハワイ・アメリカへの農業移民と、早期に植民地となっていた台湾が主要な移出先であった。これが、1913年には、在外人口総数が75万5,375人、人数の多い国／地域は、朝鮮(24万3,729人)、台湾(13万3,937人)、満州・関東州・中国(10万7,704人)となり、植民地に移出する日本人が急増している。1935年になると、在外人口総数は231万3,444人に増加し、朝鮮(58万3,417人)、満州・関東州・中国(53万6,335人)、樺太(31万3,115

人) を最多に、在外人口の 75% が植民地に集中した。1935 年には、南米における在外人口数も 22 万 64 人に増加している。日本からの移出民の傾向は、まずはハワイ・アメリカ本土に始まり、その後は「大日本帝国」の植民地へ多数が移出し、その後に南米移民が増加した。

表 1 在外日本人数

	年度	1900	1913	1935
	総数		161,365	755,375
旧植民地	朝鮮	15,829	243,729	583,417
	樺太		42,538	313,115
	台湾	37,954	133,937	269,798
	関東州	3,243	47,354	157,835
	満州		43,403	322,394
	中国		16,947	56,106
	南洋群島			50,657
	小計	57,026	527,908	1,753,322
北米	ハワイ	57,486	88,526	151,285
	アメリカ本土	32,493	77,696	112,418
	北米その他	2,606	14,990	25,653
	小計	92,585	181,212	289,356
南米	ブラジル	9	11,893	192,823
	ペルー	694	4,858	21,550
	アルゼンチン		642	5,691
	小計	703	17,393	220,064

出典：小野 (2000) p10 表 1-1 より抜粋作成

移出民の渡航先での就業産業は、北米・南米などの非植民地においては、移出第一世代の大多数は農業で<sup>20</sup>、それは、日本移民の安価な労働力が、移住先の生活水準の高い農業者に対して優位性を持っていたからである。しかし、旧植民地では、例えば 1939 年の朝鮮における日本人職業別人口では、総数 65 万人中、農林水産業人口は僅かに 6.5% で、公務及自由業が 38%、商業が 22%、工業が 17% で、都市における上層労働に従事した者が多かった<sup>21</sup>。これは植民地支配という国家権力を背景に、日本資本が植民地に進出し、多くの日本人はそこに吸収されたためで、ハワイ・北米への移出とは状況が異なっていた。

日本の朝鮮開発は 1905 年からの金融制度整備と鉄道・道路・港湾・電気などのインフラ整備から始まり、1920 年代の食料供給地としての産米増殖計画、1932 年満州建国以降の工業化へと展開される。しかし、朝鮮総督府が在鮮日本人と朝鮮人の一戸当たりの所得を比較

した調査によれば、1936年においても朝鮮人の平均所得額は在鮮日本人の16%弱に過ぎず、在鮮日本人の80%の所得が1,200円以上であるのに対して、朝鮮人は93%が600円未満という貧窮状態であり<sup>22</sup>、朝鮮人が農業と都市下層労働におかれていたことが日本「内地」への渡航につながっていた。敗戦後、植民地への移出民は大多数が日本「内地」に帰国している。人口減政策としての南米官選移民は1973年まで続いた。

## 6. 戦後の入管法制

戦後、GHQ占領下の1947年5月2日、戦後初の外国人管理法である「ポツダム勅令第二百七号外国人登録令」が施行される<sup>23</sup>。その第十一条で「台湾人のうち内務大臣の定めるもの<sup>24</sup>及び朝鮮人は、この勅令の適用については、当分の間、これを外国人とみなす」と規定され、旧植民地出身者である在日台湾人と朝鮮人に外国人としての登録義務が課された。同勅令第二条では、この勅令の適用外の外国人として、「連合軍の将兵及びこれに付随し又は随伴する者並びに家族」「連合軍最高司令官の任命又は承認した使節団の構成員、使用人、家族」「外国政府の公務を帯びて駐在する者及びこの使用人と家族」とあり、また第三条で「外国人は、当分の間、本邦に入ることができない」と外国人の入国を連合軍最高司令官の承認を受けた者だけに制限している文脈から見て、「外国人登録令」は旧植民地出身者を想定して制定されている。

そもそも、日本政府は植民地出身者の国籍をどのように考えていたのであろうか。台湾を割譲させた1895年の「日清両国講和条約」第五条では、住民が台湾を去ることを認めながら、「(略)本約批准交換ノ日ヨリ二個年ヲ猶豫スベシ但シ右年限ノ満チタルトキハ未ダ該地方ヲ去ラケル住民ヲ日本国ノ都合ニ因リ日本国民ト視テスコトアルベシ」と曖昧な表現をしている。朝鮮人に対しては、「韓国併合条約」第六条で「(略)同地ニ施行スル法規ヲ遵守スル韓人ノ身体及財産ニ對シ十分ナル保護ヲ興ヘ且其ノ福利ノ増進ヲ図ルベシ」と記すのみであった。併合から15年を経た1925年の朝鮮総督府帝國議會説明資料では、朝鮮が古来より国籍離脱を認めず、また他国人の朝鮮への帰化を認めていなかったことを理由に挙げ、当時ロシアと米国が二重国籍を認め始めたことに留意しつつも、国籍問題は今後一層の検討の必要があると保留している。戦況が拡大するにつれて、植民地出身者の同化政策により「皇民」であることが強調されたが、そもそも日本政府は植民地出身者を法文上で「日本人」と定義したことはなかった。敗戦後、日本が正式に朝鮮の独立を承認し、台湾の権利を放棄するサンフランシスコ講和条約発効までは、在日朝鮮人と在日台湾人は原則日本国籍を有するとしたことが、戦前政策からの一時的な方向転換であり、実際には台湾人と朝鮮人は外国人とみなされていたと見るべきであろう。さらに、1899年に公布された国籍法は父系血統主義



であり、それは戦後の国籍法にも引き継がれ、生まれた子供に出生国の国籍が与えられる出生地主義ではなかった。

在日朝鮮人・台湾人の法的地位は、南北朝鮮に分かれた対立、国民党と共産党の内戦、GHQ 占領下日本の共産化防止の重要性など、当時の国際関係にも影響を受け、戦後も外国人管理イコール治安管理等という戦前の体制が継続された。戦後、日本に定住した朝鮮人は60万から90万人と言われ、1966年に日韓法的地位協定により「協定永住者」、1991年に「特別永住者」資格が認められたが、日本への帰化をしない限り、法的義務は課すが参政権は認めないという構図が今に至っている。

1951年、現行法の「出入国管理及び難民認定法」の前身である「出入国管理令」が施行され、日本の入管法制は第2節で定義した、「外国人登録法」と「出入国管理令」の二本柱となった<sup>25</sup>。しかし、現行法では「外国人登録法」である「外国人登録令」は1947年に施行されており、外国人に登録証の常時携帯と提示義務を課すなど、外国人を治安維持の対象として扱う側面を強く持っている。今後さらに多くの外国人が移入するであろう日本社会が認識すべき問題である。

表2 入管法制の変遷と主な国籍の在日外国人人数推移

年度	歴史事項	入管法制	在日外国人数						
			総数 <sup>(*)</sup>	朝鮮人	中国(清国)人	アメリカ人	イギリス人	ロシア人	ドイツ人
1641		領国の完成							
1856	安政	安政五カ国条約							
1859		外国人居留地設置							
1876			4,903人	—	2,449人	265人	1,267人	47人	220人
1894	日清戦争	勅令第137号							
1895	台湾割譲								
1899	明治	勅令第352号 内務省令第四十二号	11,561人	167人	6,359人	1,279人	1,985人	11人	518人
1904		日露戦争							
1908			17,335人	790人	9,858人	1,527人	2,468人	130人	775人
1910	日韓併合			2,600人					
1914	第一次世界大戦								
1916	大正	内務省令第一号 「外国人入国二関スル件」	19,500人	34,082人	12,139人	1,337人	2,404人	687人	641人
1923		関東大震災							
1930			38,829人	419,009人	29,500人	2,098人	2,201人	1,527人	1,095人
1932	滿州国建国								
1937	日中戦争		30,638人	693,138人	15,526人	2,347人	2,360人	1,345人	1,959人
1939	昭和	第二次世界大戦 軍事体制下で強制労働が始まる		930,700人					
1945		敗戦		2,206,541人					
1947		外国人登録令		600,000人					
1951	サンフランシスコ講和条約	出入国管理令							
1966		日韓法的地位協定							
1990	平成	出入国管理法大改正							

出典：在日外国人総数、中国(清国)人、アメリカ人、イギリス人、ロシア人数は日本帝国統計年鑑より引用。(\*)総数に「外地人(植民地の出身者)」は含まれない。  
朝鮮人数は1899、1909年度は日本帝国統計年鑑より、1910年から1945年は内成出(1997) p42表II-1より、1947年はGHQ/SCAPRecords (1946-1947)より引用。

## 7. まとめと今後の課題

本論文で明らかにしたことをまとめ、今後の研究課題を提示したい。

江戸時代末期に開国の度合いを広げた日本に移入する「外国人労働者」を想定した場合、その送り出し国はどこであったのか。それは地理的に近い中国（清国）と朝鮮であった。そして、明治以降の入管法制は、欧米の経験から、人口大国で賃金低廉な中国からの労働者移入を規制する一方で、日本に対して領事裁判権を持つことがなかった朝鮮人労働者は受け入れていた。在日朝鮮人労働者は韓国併合の1910年から増加し、就業構造には地域差があったが、1910年代は中小・零細な紡績業、製糸業、織物業、石炭鉱業、1920年代は社会インフラ整備に必要な土木工、1930年代には工業・商業でその多くが就労し、日本の工業化と都市化で勃興した産業下層労働市場に低賃金労働者として組み込まれていた。日本「内地」に渡航する朝鮮人労働者が増加した理由は、朝鮮は李朝時代より小作農の比率が高く、南部に潜在的余剰労働力が存在していた上に、日本の植民地支配下で朝鮮人が貧窮したため、日本の資本進出が朝鮮の農業生産力を上げ、1930年代以降は工業化を促したにもかかわらず、都市上層労働には日本から移出した在鮮日本人が吸収され、戦前・戦中は多くの朝鮮人の経済的恩恵とはならなかったことを物語る。比較的早期に日本に渡航した朝鮮人は、日本に生活基盤が移り、定住志向を持っていたことは想像に難くない。日本社会が多数の外国人労働者移入を経験したのは、1980年以降だけではない。1910年以降多数の植民地出身者が移入し、1947年に制定された「外国人登録法」は旧植民地出身者を想定しており、外国人管理イコール治安維持の側面を強く持つ入管法制が現在まで継続される理由となっている。

以上が第3節から第6節で明らかにしたことであるが、最後に今後の課題を提示したい。

まず第一に、第5節の日本からの移出民とその子孫が戦後の入管法制に与えた影響を本論文では検証できなかった。梶田（1999）によれば、1990年の入管法大改正において、在日韓国・朝鮮人の2世及び3世の法的地位との兼ね合いから、日本人の子孫である日系2世及び3世が「定住」資格を得たとしている。仮にそうであれば、日本の入管法制は一般的に考えられている「血統主義」の大原則から転換方向にあると考えられ、より慎重な実証が必要である。日本から移出した日本人の子孫が、戦後の入管法制、特に1990年の入管法改正に与えた影響を明らかにすることは、現在の日本社会における外国人労働者問題につながる重要な論点であると思われる。

第二に、戦前の日本における外国人労働者「移入」を説明する上で、①日本からの資本移出との関連と②日本人移出民との関連という視点からのアプローチを挙げたい。統計資料数値から見た日本統治下の朝鮮は、対日本貿易量・貿易額、日本政府からの国庫補助金額、在鮮会社数・工場数、投下資本金額、日本からの移出民数、日本への移入民数などの指標から

見て、日本にとり最も重要な植民地拠点であったことは間違いない。第4節、第5節の繰り返しとなるが、在日朝鮮人労働者は低賃金・重労働の職種で就労し、その一方で、在鮮日本人は都市の上層労働にその多くが就労していた。併合から25年を経た1935年の在日朝鮮人数は61万5,869人、同年の在鮮日本人数は58万3,417人とほぼ同数である。植民地支配における資本移動、労働移動は強大な帝国主義国家の主導（時には強制）である傾向が強い。しかし、国家主導という大きな流れの中にありながら、日本「内地」と朝鮮「外地」の労働力構造が労働移動を生み出したのではないだろうか。資料的な制約があるかもしれないが、資本移出と労働力構造の視点から戦前の労働力移動を明らかにすることを試みたい。

【注】

- 1 「単一民族国家」という呼称には異論もあると思われるが、ここでは、多民族国家と呼ばれる国と比較して、相対的に均一であるという意味で使用する。
- 2 日本における外国人労働者研究関連の出版物を概観すると、1989年から1992年にかけて、朝日、毎日、読売など大手新聞社からの出版物が集中している。これらは新聞紙上での特集や掲載記事をまとめたもので、1980年代後半に外国人労働者に関する記事が数多く掲載され、社会的注目を集めていた事がうかがえる。
- 3 本論文では、日本を「内地」、日本が植民地支配した国・地域を「外地」と呼び、内地出身者を「日本人」、外地出身者を「外地人」と呼ぶ。比較的遅く日本に統合された沖縄県や北海道では現在でも県道外の日本を「内地」と呼ぶ習慣があるが、ここでは沖縄県、北海道も内地に含める。なお、「外地人」にはいくつかの呼称があり、歴史的資料には「土著人」「本地人」等の呼称が見られるが、ここでは「外地人」に統一する。
- 4 渡航証明書、国籍証明書は、朝鮮総督府もしくは労働者が出港する都市の地元警察が発行していた。1918年に制定された「内務省令第一号外国人入国ニ関スル件」では、「一、旅券又は国籍証明書を持っていない者」の入国を禁止しており、植民地出身者の旅券の役割を果たしていたと考えられる。
- 5 在日朝鮮人史研究の分野は、戦後も朝鮮人への差別が続く中で、関東大震災時の虐殺やいわゆる「強制連行」に代表される在日朝鮮人への抑圧の歴史、あるいは逆に在日朝鮮人による抵抗の歴史や運動史に重きが置かれて研究されて来た（高野、2009）。個人の体験に依拠した研究が多いのが特徴である。実証的研究は1990年代から現れ、山脇（1994）、西成田（1997）、また京都市の在日朝鮮人に特化した研究として高野（2009）が挙げられる。本論文はこれらの先行研究に着想を得ている。
- 6 大沼（1978）pp.258-259
- 7 「出入国管理及び難民認定法」は外事法で、効力としては法律と同等、形式は政令という特殊な形式をとる。「外国人登録法」は公法である。
- 8 中国人労働者の本格的な海外移住は1840年代に始まり、中国人労働者排斥法が、豪州（1855年）、ハワイ（1875年）、ニュージーランド（1881年）、米国（1882年）、カナダ（1866年）でそれぞれ施行され、その後の移住先の中心は東南アジア諸国に移った。
- 9 『条約若クハ慣行ニ依リ居住ノ自由ヲ有セサル外国人ノ居住及營業等ニ関スル件ヲ定ム』（1899）。
- 10 日本帝国統計年鑑では1899年末の在日外国人総数は11,561人、うち中国人が6,359人、英国人1,985人、米国人1,279人で、朝鮮人は187人とされている（第6節表2）。
- 11 『支那労働者入国禁止ニ関スル件 米国移民法トノ相違』（1924）

- <sup>12</sup> 在日朝鮮人人口は統計資料の違いで数値に若干のばらつきがあり、その点は先行研究でも認識されている。本論文では、西成田（1997）p42表Ⅱ-1から数値を引用した。高野（2009）p12の表序-1によれば、1910年の在日朝鮮人数は2,246人、1939年は961,591人である。
- <sup>13</sup> 大蔵省管理局（1946）『日本人の海外活動に関する歴史的調査 通巻第十一冊 朝鮮編第十分冊』pp.72-75
- <sup>14</sup> 西成田（1997）第一章「植民地朝鮮農業の構造と動態」pp.11-37
- <sup>15</sup> 大蔵省管理局（1946）『日本人の海外活動に関する歴史的調査 通巻第十冊 朝鮮編第九分冊』pp.65-66
- <sup>16</sup> 例えば、重工業で就業している男性労働者でも、「職工」ではなく、運搬・土工といった非熟練労働に従事していた。西成田（1997）pp.89-90
- <sup>17</sup> 西成田（1997）p94
- <sup>18</sup> 山脇（1994）pp.273-281
- <sup>19</sup> 1920年代から1930年代における在日朝鮮人女子人口比率は、ほぼ全ての地域で上昇していくが、相対的に愛知、兵庫、大阪で高く、東京が最も低い。女性が就労する製糸業、織物業が発達した地域では女子比率が高く、逆に上木業に就業する男性が多い地域では女子比率は低くなっている。西成田（1997）p57の各市自治体による調査結果によれば、日本で出生した在日朝鮮人の割合は、横浜市で30%（1935年）、大阪市（15歳以下）で47%（1932年）、神戸市（15歳以下）で60%（1935年）と驚くほど高い。
- <sup>20</sup> 拓務統計（1928）によれば、1920年における在アメリカ合衆国邦人の47%、在ハワイ邦人の56%、在南米邦人の75%が農・林・水産業に従事している。
- <sup>21</sup> 拓務統計（1939）7. 職業別人口
- <sup>22</sup> 大蔵省管理局（1946）『日本人の海外活動に関する歴史的調査 通巻第十一冊 朝鮮編第十分冊』p.89
- <sup>23</sup> ポツダム勅令とは、大日本帝国憲法第8条第1項の「法律に代わる勅令」規定に基づき、1945年9月20日に公布・施行された「ポツダム宣言ノ受託ニ伴ヒ登ル命令ニ関スル件」（勅令第542号）の通称である。連合軍の占領下にあった日本で、連合軍最高司令官の発する要求事項の実施につき、帝国議会がその成立に関与すべきことになっている法律事項であっても、政府が命令で定められるとした。「外国人登録令」は新憲法公布の前日に施行された最後のポツダム勅令で、国立公文書館に残る内閣総理大臣及び各省大臣の承認書欄外には、「本件は五月二日以前に公布して頂きたい」とのメモ書きが残り、解体前の内務省の意向がうかがえる。
- <sup>24</sup> 附記に「台湾人で本邦外に在るもの及び本邦に在る台湾人で中華民國中日代表團から登録証明書の発給を受けているもの」と記されている。
- <sup>25</sup> 「出入国管理令」は日本の難民条約・難民議定書への加入に伴い、1982年に題名が現在の「出入国管理及び難民認定法」に改められた。

## 【参考文献】

1. 外務省外交資料館所蔵（1932）重組重局『資料三号 日露戦役以後韓国併合迄ニ於ケル日韓條約關係ノ考察』Ref. Code B02130033200
2. 林博史（1986）『近代日本国家の労働者統合』青木書店
3. 梶田孝道（1999）『市民性の変容と地域・社会問題』「乖離するナショナリズムとエスニシティー—「口承人」における法的資格と社会学的現実との間—」梓出版社
4. 金森久雄・香西奈・大守隆編（2004）『日本経済読本 [第16版]』東洋経済新報社
5. 金太基（1993）『米国の対在日朝鮮人占領政策—政策形成過程を中心に—』富士ゼロックス小林節太郎

記念基金

6. 国立公文書館所蔵 (1895) 『御署名原本・明治二十八年・条約五月十日・日清両国講話条約及別約』 Ref. Code A03020212100
7. 国立公文書館所蔵 (1899) 『条約若クハ慣行ニ依リ居住ノ自由ヲ有セサル外国人ノ居住及営業等ニ関スル件ヲ定ム』 Ref. Code 2A-011-00 類 00851100
8. 国立公文書館所蔵 (1921) 『帝国ノ委任統治ニ属スル南洋土人ノ国籍ヲ決定ス』 Ref. Code 2A-011-00 類 01414100
9. 国立公文書館所蔵 (1924) 『支那労働者入国禁止ニ関スル件 米国移民トノ相違』 Ref. Code 2A-039-06 類 00002100
10. 国立公文書館所蔵 (1925) 『朝鮮人ノ国籍ニ関スル件』 Ref. Code 2A-034-07 類 02351100
11. 国立公文書館所蔵 (1945) 『昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外国人登録令を定める』 Ref. Code 2A-027-11 類 03081100
12. 内閣統計局 (1882 ~ 1939) 『日本帝国統計年鑑』
13. 西成田豊 (1997) 『在日朝鮮人の「世界」と「帝国」国家』 東京大学出版会
14. 小野一郎 (2000) 『資本輸出・開発と移民問題』 ミネルヴァ書房
15. 大蔵省管理局 (1946) 『日本人の海外活動に関する歴史的調査 通巻第十冊 朝鮮編第九分冊』
16. 大蔵省管理局 (1946) 『日本人の海外活動に関する歴史的調査 通巻第十一冊 朝鮮編第十分冊』
17. 大沼保昭 (1978) 『国際法学の再構築 下』 「VI 出入国管理法制の成立過程 一九五二年体制の前身」 東京大学出版会
18. 大沼保昭 (2004) 『在日韓国・朝鮮人の国籍と人権』 東信社
19. 坂中秀徳・斉藤利男 (2008) 『出入国管理及び難民認定法 逐条解説 (改定第三版)』 日本加除出版株式会社
20. 高野昭雄 (2009) 『近代都市の形成と在日朝鮮人』 佛教大学
21. 拓務省大臣官房文書課 (1928 ~ 1939) 『拓務統計』
22. 内田直作 (1949) 『日本華僑社会の研究』 同文館
23. 山脇啓造 (1994) 『近代日本と外国人労働者 一八九〇年代後半と一九二〇年代前半における中国人・朝鮮人労働者問題』 明石書店
24. 『在日朝鮮人管理重要文書集 1945-1950』 現代日本・朝鮮関係史資料第6 (1978) 湖北社
25. GHQ/SCAP Records (RG331, National Archives and Records Service), 1946-1947, Clarification of the Status of Koreans, Formosans and Chinese in Japan
26. Kristin Surak, Convergence in Foreigners' Rights and Citizenship Policies? Look at Japan, IMR Volume 42 Number 3 (Autumn2008) pp.550-575, Center for Migration Studies of New York
27. Michael J. Piore, 1979, Birds of passage, Migrant labor and industrial societies, Cambridge University Press
28. Saskia Sassen, 1988, The Mobility of Labor and Capital, A study in International Investment and Labor Flow, Cambridge University Press